



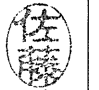



駐屯地樹木強剪定2

件名	駐屯地樹木強剪定2				
図面名称	表紙				
図面番号	1 / 3	作成月日	令和7年11月13日		
総務部長	管理課長	営繕班長	施設管理専門官	管財	企画
					
自衛隊熊本病院 総務部 管理課 営繕班					

仕様書

1 名称

駐屯地樹木強剪定2

2 実施場所

熊本県熊本市東区東本町15-1 自衛隊熊本病院内

3 概要

樹木強剪定 切高GL+1500、および地切り伐採、運搬処分費共

No.	場所	樹木種類	数量	単位	備考
1	グラウンド	サクラ	14	本	
2		サクラ切り口防腐剤塗布	14	本	
3		イチヨウ	2	本	
4	水道所裏	イチヨウ	12	本	地切り伐採

4 一般事項

- (1) 本役務において、本仕様書及び図面を基準とするほか、国交省「公園緑地工事共通仕様書(令和6年5月)及び関係諸規定に基づき実施するものとする。
- (2) 本役務において、本仕様書及び図面に記載なき事項については監督官と調整し、当然施工すべき事項は請負業者の負担において実施するものとする。また、作業上軽微なもので当然必要と思われる事項についても同様とする。請負金額の増減はしない。
- (3) 請負業者は契約後速やかに作業実施日を監督官と調整を行うこと。
- (4) 本役務において発生した剪定クズ(枝葉等)は請負業者の負担において駐屯地外へ搬出し適切に処理するものとする。
- (5) 作業実施中の安全確保には十分に留意して現場管理を行うと共に、必要に応じて養生等の処置を行い施工にあたること。
- (6) 本役務における駐屯地及び建物内部への立入り、その他制限事項は当該駐屯地の諸規則に従うこととし、その都度監督官から指示する。
- (7) 隊員若しくは部外者等に損害等を与えた場合、又は施設等を破損等した場合で、その原因が本役務に係わると認められた場合、請負業者が補償及び賠償の責を負うものとする。
- (8) 本役務の完了に際しては、当該役務に関連する箇所の清掃及び片付けを実施するものとする。
- (9) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施するものとする。
- (10) 敷地地内禁煙(車内含む)とする。
- (11) 車両等で路盤や芝地が荒れた場合は、砂等を用いて現状復旧することとする。

5 提出書類

作業終了時に監督官の指示する書類を提出すること。

- (2) 本役務において、本仕様書及び図面に記載なき事項については監督官と調整し、当然施工すべき事項は請負業者の負担において実施するものとする。また、作業上軽微なもので当然必要と思われる事項につ

いても同様とする。請負金額の増減はしない。

- (3) 請負業者は契約後速やかに作業実施日を監督官と調整を行うこと。
- (4) 本役務において発生した剪定クズ(枝葉等)は請負業者の負担において駐屯地外へ搬出し適切に処理するものとする。
- (5) 作業実施中の安全確保には十分に留意して現場管理を行うと共に、必要に応じて養生等の処置を行い施工にあたること。
- (6) 本役務における駐屯地及び建物内部への立入り、その他制限事項は当該駐屯地の諸規則に従うこととし、その都度監督官から指示する。
- (7) 隊員若しくは部外者等に損害等を与えた場合、又は施設等を破損等した場合で、その原因が本役務に係わると認められた場合、請負業者が補償及び賠償の責を負うものとする。
- (8) 本役務の完了に際しては、当該役務に関連する箇所の清掃及び片付けを実施するものとする。
- (9) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施するものとする。
- (10) 敷地地内禁煙(車内含む)とする。
- (11) 車両等で路盤や芝地が荒れた場合は、砂等を用いて現状復旧することとする。

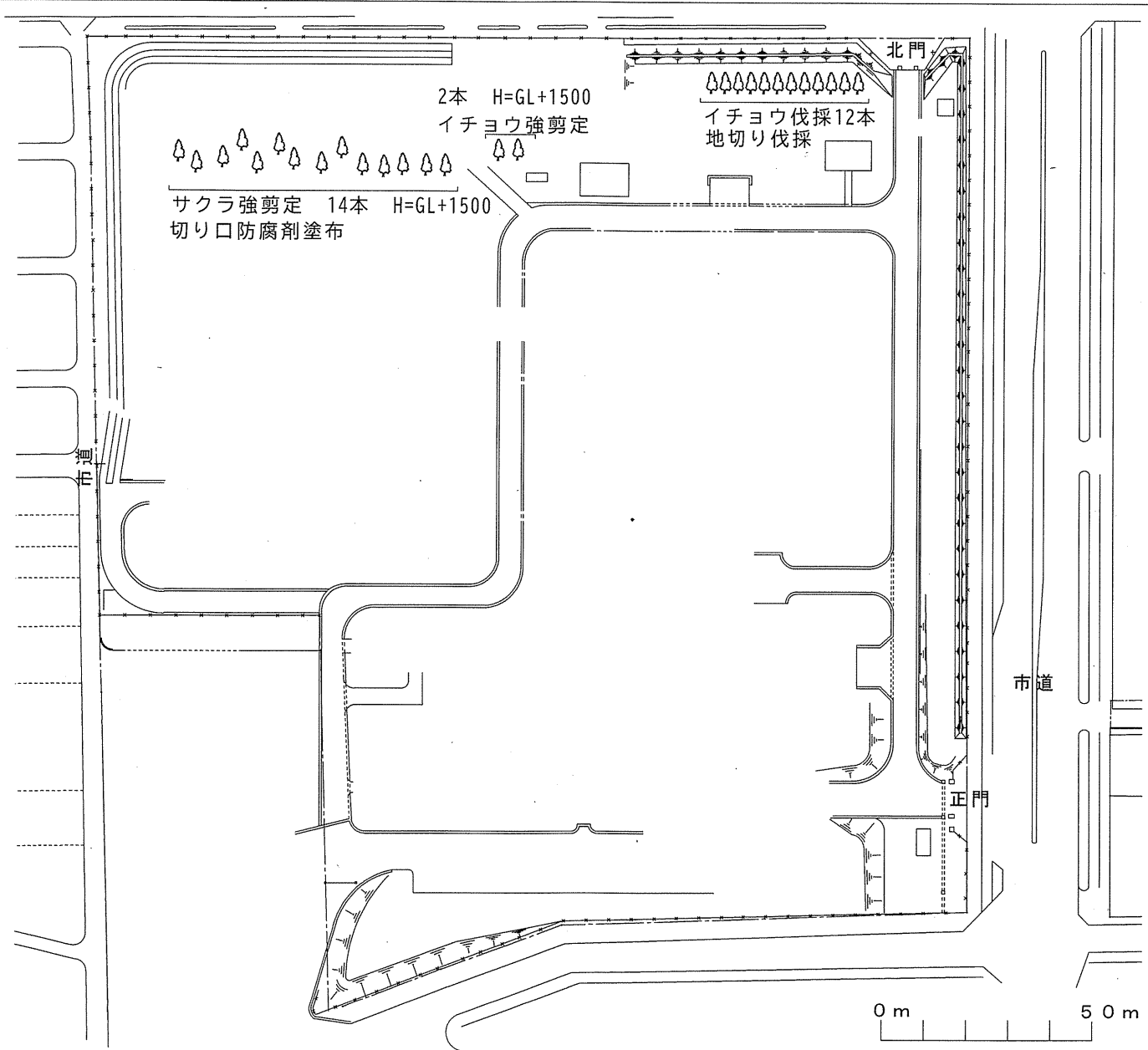
5 提出書類

作業終了時に監督官の指示する書類を提出すること。

6 特記事項

- (1) 請負者(元請)は、施工に先立ち及び施工中において、現地にて監督官と施工方法工程その他工事の履行に関する事項について協議・打合せを実施しその指示に従わなければならない。
- (2) 日曜日は施工日としない。
- (3) 伐採等屑の仮置きは基本的に行わず都度場外処分すること。やむを得ず仮置きする場合は、監督官と調整の上、整理整頓し仮置きすること。なお、仮置き場等の現状復旧を怠らないこと。
- (4) 伐採等により生じた切り口部は、作業後速やかに鋸屑等を除去し、平滑に整形したのち、切り口保護剤を全面に塗布して不朽・乾燥及び病害虫の侵入を防止するものとする。
- (5) 施工時間は平日の0830~1645を基準とする。その他の時間は監督官と調整の上指示に従うこと。
- (6) 本業務の円滑な本業務の履行にあたっては、円滑な連絡及び迅速な現地対応を確保すること。







図面番号	2/3
作成年月日	令和7年11月13日
作成者	防衛技官 佐藤 文彦



駐屯地樹木図面 S=1:1500

件名	駐屯地樹木強剪定2
図面名称	施工場所案内・施工内容
縮尺	図示
図示	作成年月日 7.11.13
図面番号	3/3
自衛隊熊本病院総務部管理課 宮繕班	

樹木剪定役務

表紙	樹木剪定役務			図面番号	1/3
図面	表紙			作成年月日	7.11.13
総務部長	管理課長	営繕班長	施設専門官	管財	企画
					
所属	陸上自衛隊熊本駐屯地総務部管理課営繕班				

仕 様 書

1 名 称

樹木剪定役務

2 実施場所

熊本県熊本市東区東本町15-1 自衛隊熊本病院内

3 概 要

樹木強剪定 切高GL+2500、および地切り伐採、運搬処分費共

No.	樹木番号	樹木種類	数量	単位	備考
1	①～⑪	サクラ 強剪定	11	本	
2	⑬	カイズカ 伐採	1	本	地切り伐採
3	⑭～⑮	カイズカイブキ 切戻し剪定	2	本	
4	⑯	マツ 整枝剪定	1	本	
5	⑰～⑱	マツ 整枝剪定	2	本	
6	⑲～㉔	カイズカイブキ 伐採	6	本	地切り伐採
7	㉕～㉗	マツ 整枝剪定	4	本	
8	㉘～㉚	サクラ 強剪定	5	本	
9	㉛	カキ 伐採	1	本	地切り伐採

4 一般事項

- 本役務において、本仕様書及び図面を基準とするほか、国交省「公園緑地工事共通仕様書（令和6年5月）及び関係諸規定に基づき実施するものとする。
- 本役務において、本仕様書及び図面に記載なき事項については監督官と調整し、当然施工すべき事項は請負業者の負担において実施するものとする。また、作業上軽微なもので当然必要と思われる事項についても同様とする。請負金額の増減はしない。
- 請負業者は契約後速やかに作業実施日を監督官と調整を行うこと。
- 本役務において発生した剪定クズ（枝葉等）は請負業者の負担において駐屯地外へ搬出し適切に処理するものとする。
- 作業実施中の安全確保には十分に留意して現場管理を行うと共に、必要に応じて養生等の処置を行い施工にあたること。
- 本役務における駐屯地及び建物内部への立入り、その他制限事項は当該駐屯地の諸規則に従うこととし、その都度監督官から指示する。
- 隊員若しくは部外者等に損害等を与えた場合、又は施設等を破損等した場合で、その原因が本役務に係わると認められた場合、請負業者が補償及び賠償の責を負うものとする。
- 本役務の完了に際しては、当該役務に関連する箇所の清掃及び片付けを実施するものとする。
- その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施するものとする。
- 敷地地内禁煙（車内含む）とする。
- 車両等で路盤や芝地が荒れた場合は、砂等を用いて現状復旧することとする。

5 提出書類

- 作業終了時に監督官の指示する書類を提出すること。
- 本役務において、本仕様書及び図面に記載なき事項については監督官と調整し、当然施工すべき事項は請負業者の負担において実施するものとする。また、作業上軽微なもので当然必要と思われる事項についても同様とする。請負金額の増減はしない。
- 請負業者は契約後速やかに作業実施日を監督官と調整を行うこと。
- 本役務において発生した剪定クズ（枝葉等）は請負業者の負担において駐屯地外へ搬出し適切に処理するものとする。
- 作業実施中の安全確保には十分に留意して現場管理を行うと共に、必要に応じて養生等の処置を行い施工にあたること。
- 本役務における駐屯地及び建物内部への立入り、その他制限事項は当該駐屯地の諸規則に従うこととし、その都度監督官から指示する。
- 隊員若しくは部外者等に損害等を与えた場合、又は施設等を破損等した場合で、その原因が本役務に係わると認められた場合請負業者が補償及び賠償の責を負うものとする。
- 本役務の完了に際しては、当該役務に関連する箇所の清掃及び片付けを実施するものとする。
- その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施するものとする。
- 敷地地内禁煙（車内含む）とする。
- 車両等で路盤や芝地が荒れた場合は、砂等を用いて現状復旧することとする。

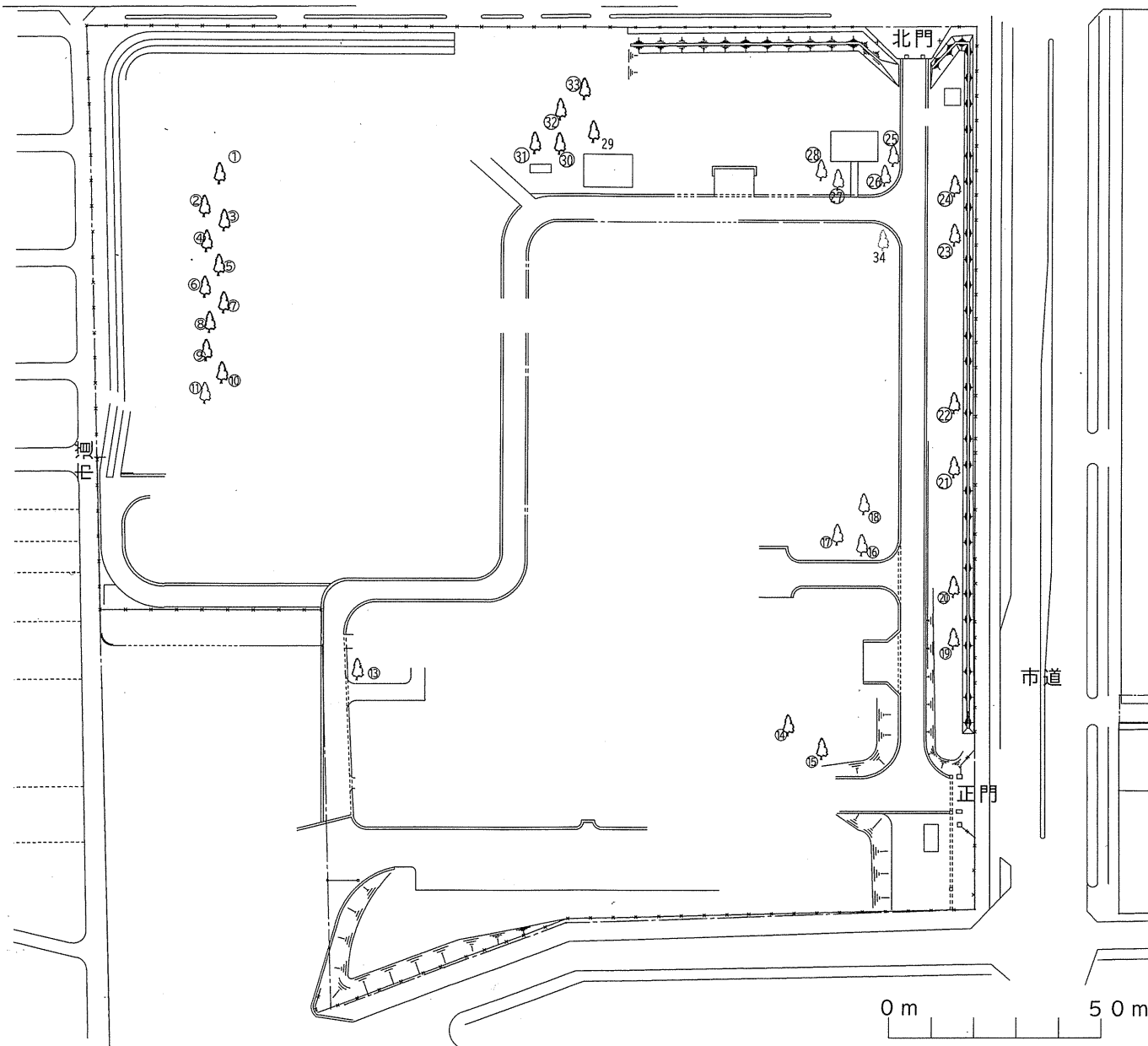
6 提出書類

作業終了時に監督官の指示する書類を提出すること。

7 特記事項

- 請負者（元請）は、施工に先立ち及び施工中において、現地にて監督官と施工方法工程その他工事の履行に関する事項について協議・打合せを実施しその指示に従わなければならない。
- 日曜日は施工日としない。
- 伐採等屑の仮置きは基本的に行わず都度場外処分すること。やむを得ず仮置きする場合は、監督官と調整の上、整理整頓し仮置きすること。なお、仮置き場等の現状復旧を怠らないこと。
- 伐採等により生じた切り口部は、作業後速やかに鋸屑等を除去し、平滑に整形したのち、切り口保護剤を全面に塗布して 不朽・乾燥及び病害虫の侵入を防止するものとする。
- 施工時間は平日の0830～1645を基準とする。その他の時間は監督官と調整の上指示に従うこと。
- 本業務の円滑な本業務の履行にあたっては、円滑な連絡及び迅速な現地対応を確保すること。

図 面 番 号	2 / 3
作 成 年 月 日	令 和 7 年 11 月 13 日
作 成 者	防衛技官 佐藤 文彦



- ① = サクラ (強剪定) GL+2,500
- ② = 雑木 (強剪定) GL+2,500
- ③ = マツ (整枝剪定)
- ④ = カイズカ伐採 地切り伐採
- ⑤ = カキ伐採 地切り伐採
- ⑥ = カイズカ (切戻し剪定)

0 m 50 m

駐屯地樹木図面 S=1:1500

件名	樹木剪定役務
図面名称	施工場所案内・施工内容
縮尺	図示
作成年月日	7.11.13
図面番号	3/3
自衛隊熊本病院総務部管理課 営繕班	